

三重県性暴力の根絶をめざす条例(仮称)

前文

第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 基本理念
- 第4条 県の責務
- 第5条 県民の役割
- 第6条 市町の役割
- 第7条 学校等の役割
- 第8条 事業者の役割
- 第9条 医療機関の役割
- 第10条 民間支援団体の役割

第2章 推進体制の整備

- 第11条 推進体制の整備
- 第12条 基本計画
- 第13条 人材の育成・支援
- 第14条 市町に対する支援

第3章 基本的施策

第1節 性暴力の予防、早期発見

- 第15条 予防教育等の推進
- 第16条 性暴力被害の早期発見

第2節 被害者等への支援

- 第17条 総合的な相談体制の整備
- 第18条 被害者等への支援
- 第19条 三重県犯罪被害者等支援条例への委任

第3節 性暴力のない社会の構築

- 第20条 性暴力加害の防止
- 第21条 県民の理解促進と気運醸成
- 第22条 性暴力のない環境の整備
- 第23条 性暴力のない社会を考える週間

第4章 雑則

- 第24条 個人情報の適切な管理

附則

- 1 施行期日
- 2 条例の見直し

福岡県における性暴力を根絶し、
性被害から県民等を守るための条例

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 基本理念
- 第4条 基本方針等
- 第5条 県の責務
- 第6条 県民の責務
- 第7条 事業者の責務
- 第8条 市町村の責務
- 第9条 行動規範
- 第10条 率先垂範
- 第11条 性暴力根絶等に関する教育活動
- 第12条 性暴力根絶等に関する研修等
- 第13条 性暴力根絶等に関する広報・啓発等
- 第14条 総合窓口の設置及び関係機関との連携
- 第15条 性暴力及び性被害に関する相談等
- 第16条 性被害事案に関する協議・検討
- 第17条 住所等の届出義務
- 第18条 受診の勧奨と社会復帰の支援
- 第19条 加害者等からの相談等
- 第20条 医療機関の取組
- 第21条 被害者支援に関する特例
- 第22条 過料

附則

- 1 施行期日
- 2 経過措置
- 3 みなし規定
- 4 新条例の見直し

茨城県性暴力の根絶を目指す条例

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 基本理念
- 第4条 県の責務、役割等
- 第5条 総合的な相談体制の整備等
- 第6条 性暴力により心身に受けた影響からの回復の支援等
- 第7条 性暴力の再発防止、社会復帰のための支援
- 第8条 住居の届出
- 第9条 性暴力への県民の理解促進と社会的気運の醸成のための広報啓発
- 第10条 性暴力の根絶のための人材の育成
- 第11条 県民の役割
- 第12条 市町村の役割
- 第13条 医療機関の役割
- 第14条 事業者の役割
- 第15条 デジタル性暴力の根絶
- 第16条 性暴力の根絶に資する総合的な教育の推進等
- 第17条 市町村に対する支援
- 第18条 推進体制の整備
- 第19条 財政上の措置

付則

- 1 施行期日
- 2 経過措置
- 3 検討

赤字 福岡県・茨城県条例では規定されていない条項

青字 三重県条例(案)では規定しない条項